

介護保険制度とは？

介護保険制度とは、介護が必要になった時に安心して本人や家族が生活できるよう社会全体で支える制度です。そしてまた、介護予防を通じて、できるだけ従来の生活が続けられるよう支援する制度です。40歳以上の全ての人が加入し、介護が必要となった時に申請し、認定を受けサービスを利用するしくみになっています。

※年齢に応じて第1号被保険者と第2号被保険者に区分されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）

原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合に認定を受け、サービスが利用できます。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）

加齢による病気（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要となった場合に認定を受け、サービスが利用できます。

●特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

- ①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

